様式第6号（第2条関係）

介護保険料徴収猶予（承認・不承認）決定通知書

　　　　年　　月　　日

丸亀市長

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった介護保険料の徴収猶予について、次のとおり（承認・不承認）と決定したので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被保険者住所 | 〒  電話番号 | |
| 被保険者氏名 | 男・女 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |  |
| 被保険者番号 |  |  |

１　承認する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調定 | 該当 | 期別 | 保険料額 | 当初の納期限 | 猶予後の納期限 |
| 年 | 年 | 期 | 円 | 年 　月 　日 | 年 　月 　日 |
| 年 | 年 | 期 | 円 | 年 　月 　日 | 年 　月 　日 |
| 年 | 年 | 期 | 円 | 年 　月 　日 | 年 　月 　日 |
| 年 | 年 | 期 | 円 | 年 　月 　日 | 年 　月 　日 |
| 年 | 年 | 期 | 円 | 年 　月 　日 | 年 　月 　日 |
| 年 | 年 | 期 | 円 | 年 　月 　日 | 年 　月 　日 |
|  | | 合計 | 円 |  | |

２　承認しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 不承認の理由 |  |
|  | |

審査請求及び処分の取消しの訴えについて

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に香川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。